過激運動取締法案に就て

法學博士 牧野英一

□さらば、私は茲に簡單にビスマルクの主義者鎭壓法に付いて物語らう。過激運動に關しては、戰時中各國に多くの立法ができた。いろいろの判例がでた。しかし、いづれも戰時中のことである。平時に於ける取締を規定したものとして、ビスマルクの鎭壓法は特に興味ある內容と沿革とを持つて居るのである。

□ドイツに於ては、社會民主黨が頭を擡げるにつれて、政府は其鎭壓に油斷はなかつたのである。既に一八七四年に出版法の改正を企てた。法令に對する不從順を差支ないものとし又は結構なものとする記事を揭げたものを二年以下の禁錮に處することにせようとしたが、議會が協贊しなかつた。一八七五年には刑法の規定を改正し、刑法第一一〇條、即ち公然法令に對する不從順を挑發することを二年以下の禁錮に處するの規定を更に擴げ、公然法の不從順を差支ないものとし又は結構なものとすることをも同じやうに處罰せようとしたが、之も議會で拒まれた。議會は、社會民主黨の鎭壓に對し、現行法規を以て足れりとするの外、法律の斯の如き改正が裁判の擅斷を誘致することを恐れたのであつた。

□一八七八年五月十日、勞働者ヘーデルが皇帝を狙擊した。當局者は之を社會民主黨に關係あるものとして、其の月の廿日に鎭壓法を議會に提出した。しかし、それすらも其廿四日に議會は否決したのである。然るに六月二日に至つて、ノビリングなる者が更に皇帝を狙擊し、それが爲めに皇帝は負傷するに至つた。それで政府は是亦社會民主黨に關係あるものとし、其の十一日に議會を解散し、其の新たな議會に對して九月九日新法案を提出した。それが通過して十月二十一日に法律となつたが、有名な社會主義者鎭壓法であるのである。

□我が法案が僅かに六箇條に過ぎざるに對し、ドイツの鎭壓法は三十箇條から成つて居る。即ち、我の概括的抽象的であるのに對して、彼は個別的列擧的であるのである。又彼は一八八一年三月卅一日を限度として制定された暫行的なものであつたが、我のは永久的なものになつて居る。彼のは多少の修正を經て一八九〇年まで持續されたけれども、兎に角始めから期限の定めあるものであつたのである。

□ドイツの其の法律の大要を說かう。第一に、此の法律は結社を禁じてゐる。社會民主主義的、社會主義的又は共產主義的努力に依つて、現在の國家又は社會の組織の崩壞を目的とする結社は之を禁止する。其の崩壞を目的とするまでゝなくとも、其の崩壞に向つて居る努力にして公安を害し、殊に各階級間の和合を害するやうな結社に付き亦おなじ(第一條)。斯く第一が結社自由の制限である。之は我治安警察法では、第八條第二項の適用を受ける場合であらう。內務大臣は安寧秩序を保持する爲め必要なる場合に於ては結社を禁止することを得ることになつて居る。

□次は集會自由の制限である。曰く、社會民主主義的、社會主義的又は共產主義的なもので、現在の國家又は社會の組織の崩壞に向けられて居る集會は之を解散する。集會の目的が明示されてない場合でも、事實上其の集會の性質が右の如きものと認められるときも亦おなじ(第九條)。我治安警察法第八條第一項にもおなじことが規定されて居る。安寧秩序を保持する爲め必要なる場合に於ては、警察官は、屋外の集會又は多衆の運動若くは群集を制限、禁止若くは解散し、又は屋內の集會を解散することを得るのである。

□次は出版の自由の制限である。主義的な出版物は之を禁止する。繼續刊行物は續刊を禁止することを得ることになつて居る(第一〇條)。之を我現行法に比照するに、新聞紙法第二十三條には安寧秩序を紊す新聞紙に對して發賣頒布を禁ずるの規定があるし、第四十三條には發行禁止の規定があるし、出版法第十九條にも發賣頒布が規定されて居る。

□次には寄附金の募集が規定されて居る。主義の促進の爲めに寄附金を集めること、及び公然其の寄附の勸誘を爲すことは、警察上禁止されるのである(第十六條)。さて、直接に此の點に關する規定は我治安警察法に見えない。たゞ、第十六條に、街路其他公衆の自由に交通する場合に於て文書、圖畫、詩歌の揭示、頒布、朗讀若くは放吟又は言語形容其他の作爲を爲し、其狀況安寧秩序を紊すものを禁ずることになつて居る。

□茲で、刑罰規定の比較を試みよう。ドイツの鎭壓法では、禁止された結社に加盟し、解散を命ぜられた集會から立去らない者を罰するに五百マルク以下の罰金又は三月以下の禁錮を以てして居る。其の結社又は集會に於て、會長、座長、演說者、會計掛等を勤めた者に對しては一月以上一年以下の禁錮をして居る(第一七條)。我治安警察法第廿三條の刑は之と似たものである。出版の自由の制限に違反した者は千マルク以下の罰金又は六月以下の禁錮となつて居るが、我邦では新聞紙法第四十一條出版法第廿七條の刑は兎も角、新聞紙法第四十二條出版法第廿六條の刑は遙に重いとになつて居る。

□ドイツの鎭壓法で特色を爲して居る者は謂ゆる「小戒嚴」の規定である(第二八條)。其の規定は主義者の運動に依つて危險の脅かさるゝものと認めらるゝ地方に對し、戒嚴に類似するの方策を採ることを各聯邦の中央警察官廳に許して居るのである。其の戒嚴に依つて、あらゆる集會が禁ぜられ、あらゆる印刷物の頒布が禁ぜられ、公安に害あるものと認めらるる人に對しては退去を命ずることができることになつて居る。私は茲に於て我が保安條例を想起せざるを得ない。明治二十年勅令六十七號保安條例は我邦でも既に昔のことになつて居る。

□ドイツの鎭壓法は我治安警察法に比して、決して嚴しいものでない。それでも世の強い反對を受けたのである。さうして、今、問題とされて居る我法案は昔の保安條例よりも遙かに嚴しい。帝都から退去せしめんが爲には宣傳せむとしたる者と認めて七年五年の刑の言渡をすれば足りるのである

官金で高飛の過激派主權者 部下に殺さる

浦潮に達した情報によると勘察加に遠征し跋扈した過激派主權者と私稱してゐた[illegible]大佐は今回官金[illegible]米國に高飛せんとしたが、部下の一兵卒のため射殺されたと(浦潮特電三日發)

主義者捕はる 四名は學生

【大阪電話】不穩文書の森本武に聯關し三日朝難波署は更に四名の某私立學校生徒を引致したが昨夏來[illegible]團體に入り[illegible]主義者[illegible]しいが同人は逃走した

社會主義の本[illegible] [illegible]銀行へ雇はれ給へ

廊下の書架にはズラリと禁止本まで並んでる

社會主義の書籍を公々然と讀みたい者は日本銀行に雇はれるのがよからう、日本銀行の廊下の書架には發賣禁止を喰はされたことのある堺山川兩氏の社會主義研究は全部揃つてゐるし堺利彥氏[illegible]唯物史觀解說、高畠氏のマルクス經濟學、遠藤無水氏の勞働者の見たるマルクスとクロポトキン、山川氏夫妻の勞農露西亞の研究、河上肇氏の唯物史觀研究、佐藤氏のマルクス全集、[illegible]マルクス主義の根本問題等を始めナカナカ澤山ある、[illegible]に開けてゐる

取締案には反對

新聞通信社の決議

東京各新聞通信社は目下貴族院に於て審議中の政府提案に係はる過激社會運動取締法案は啻に時勢の進運に伴はざる時代錯誤の愚案たるのみならず言論を報道する自由を脅威する暴案たりと見做し之が善後策を講ずべく三日夜日比谷公園の松本樓に

東京朝日新聞、大阪朝日新聞報知新聞、時事新報、中央新聞、やまと新聞、讀賣新聞、万朝報、國民新聞、中外商業新報、二六新報、大勢新聞、東京每夕新聞、東京日々新聞、大阪每日新聞、帝國通信、日本電報通信、東京時事通信、日本聯合通信、東方通信の各代表者參集し種々協議を重ねたる結果左記決議文を可決し尚ほ實行委員を擧げて飽まで該案の阻止を期することとした

決議

過激社會運動取締法案は時勢の進運に伴はず殊に條文曖昧で其解釋適用の如何によつては言論報道の自由を脅威し危險之より甚しきは無い、故に吾々は本案の不成立を期する

過激法案反對

二十新聞の同盟成る 直ちに實行運動に着手

東京大阪二十新聞通信社の代表三十六名は三日午後六時から日比谷松本樓に會合し、今回政府が提出した過激社會運動取締法案[illegible]協議した結果[illegible]を除き大多數を以て左の如き申合せの趣旨から同法案に反對すると共に決し、新に「過激法案反對新聞同盟」を組織し實行委員十五名を擧げて本日から具體的運動に着手することになつた

過激社會運動取締法案は時勢の進運に伴はず、殊に條文曖昧で其解釋適用の如何に依て言論報道の自由を脅威し、危險之より甚しきはない、故に吾吾は本案の不成立を期する

過激法案反對新聞同盟

尚反對同盟に加入した新聞通信社名左の如し

大阪每日、東京日日、報知、時事、中央、やまと、東京每夕、萬朝、讀賣、國民、中外商業、二六、大勢、日本電報通信、東京通信、東京時事通信、日本聯合通信、大阪朝日、東京朝日